

D-8創作証マークの貼付は、デザイナーとクライアント、そして社会に向けて、デザインには知的財産権があるのだから「無断での使用、流用をしてはいけない」という意識を共有していただけるように、その意思表示をする行為です。創作証の使用の一人ひとりが自身の責任の基に、この制度を育てていくことになります。結果として創作者だけの利益ではなくクライアントとの良好な関係、社会の中でデザインの地位の向上、産業の発展に繋がる社会への貢献へと進化していくことを目的としています。

情報発信

D-8創作証制度がJPDAでも試験運用開始(期間2012年2月20日～同12月31日)



(マークデザイン:勝井三雄(JAGDA))

「デザインには知的財産権があることの共通認識を広めていく運動」

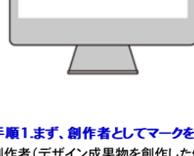
JPDAにおけるD-8創作証制度の運用開始のお知らせです。日本デザイン団体協議会(D-8)の各協会からの委員で構成される「D-8デザイン保護研究会」で進めてきました「D-8創作証制度」が、JPDAでも本年2月20日から運用開始となりました。12月31日迄の試験運用期間を通して、D-8全体での使用者のご意見を反映させ、この制度をより趣旨に相応しいものに育てていきたいと考えています。

D-8創作証は必ず固有の登録番号を付して使用します。

使用登録を済ませた申請者には固有の登録番号が付いたマークが交付されます。申請者の登録番号は定められた方式に従って決定されます。その有効期間内は他の申請者に同じ番号が交付されることはありません。登録番号は自己の責任の証であり、そのデザインを「創作した人」が存在することを示しています。必ず登録番号を付した状態で使用してください。

■マークデータを手に入れる方法は?…申請の手順とD-8創作証マークのデータ交付の流れ

※創作者名の登録申請はD-8会員(JPDA会員はD-8会員でもあります)に限ります。



(本図および以下の説明図・イラスト作成/権利保護委員:徳岡健)

手順1.まず、創作者としてマークを使用することを申請します

創作者(デザイン成果物を創作した個人及び法人)がJPDA事務局に申請。

申請書はJPDAのHPから、規約と一緒にダウンロードする。

使用者としての登録をすると、固有の登録番号が確定します。

- 申請登録は年度毎に1回とし、申請時期に決まりはありません。
- 登録申請は無料です。
- 有効期限は1年(4月～翌年3月)とします。ただし、試験運用期間の有効期限は試験運用終了時(本年12月31日)とします。
- 有効期間内で有れば何回でも使用出来ます。
- 申請者は、D-8創作証の実施状況の確認のためのアンケート(随時)に協力する義務を負います。

手順2.JPDA事務局にて申請受理と交付の記録作成

手順3.JPDA事務局より、申請者の登録番号の付いたD-8創作証(マーク)のデータを交付

登録番号とマークが組み合わせて構成されたデータとなっています。

手順4.創作物(成果物)に貼付または表示して使用 → 使用例参照

固有の登録番号が付されたマークは自身の創作物に自由に使用することができます。登録番号は自己の責任の証です。必ず登録番号を付した状態で使用してください。



手順5.要請があれば実施状況報告

随時のアンケートにお答えいただけます。

(アンケートにお寄せいただいた回答を検証することがこの試験運用の重要な目的の一つですので、必ず回答をお願いいたします。)

■マークはどう使うの?…マーク・簡単な趣旨説明文・具体的な使用の表示例

- 交付データは、モノクロとカラー各6サイズ、計12個が用意されています。
- それぞれの大きさに合わせた設定基準でマークと登録番号が組み合わされています。
- 原則的には、交付されたデータの中から、選んでそのまま使用していただけます。

(やむを得ず規格外のサイズが必要な場合は、交付データの作成条件を参考に作成いただくこととなります。詳しくは、マーク交付時の配布資料を参照してください。)



マークと提示説明文 表示例



**D-8 創作証** (英文名称 D-8 Creative Mark)  
日本デザイン団体協議会(D-8)が定めたマークです。デザイナーによる創作物には「創作した権利」が発生しており、模倣、複製、無断使用、目的外使用などの防止と、その周知を目的としています。

マークを組み合わせるクライアントなどに提示する際の簡潔な説明文を用意しました。規約文添付の申請書と同様にダウンロードできますので、上記表示例のようにマークと併用してご使用いただけます。説明文を付す場合は、要約、変更は行わず文章を全て表示してください。必要があればD-8参加協会名の表示を併用してください。

★マークは申請者が創作したものに、例図のようにもお使いいただけます。  
JPDAに於ける D-8創作証 使用例 (創作証 + 登録番号)

●企画書/提案書



●カンパ



●スケッチ/構造設計のアイデアスケッチ等



●立体ダミー/白紙構造/成形モデル等



●図面/設計図面等



●データ



■アンケート回答からの代表的な疑問 (2011年7月JPDA権利保護委員会実施)

- Q:どこまでがオリジナルと言えるのか?
- Q:似たような作品に創作証マークが貼られたら、どのように対応するのか?
- Q:誰が責任を取るのか?



これらの疑問は、例えば著作権の © Copyrightマークの扱いと同様の疑問点と言えます。著作権の © Copyrightマークも著作権者が 自ら記載 (=自己責任)するものです。

創作証は、著作権の表示ではありませんが、やはりデザイン創作物に対して 自らの責任の基に、貼付するものです。

デザイン創作物は、日本の現行法では著作権の対象となりません。また、意匠権等の法的な申請登録を済ませたもの以外は、契約で書面で創作物の権利の所在を確認する以外は無防備な状態と言えます。このような環境の中では、知的財産権としての保護を受けるための認識を広げていくことが必要と考え、創作証制度はその一つの方法として取り組みました。

将来に於いては、以下の補足資料【著作権表示の意味】にありますように、創作証マークも創作者と創作物の保護のマークとして認知されて行くことを願っています。

補足資料【著作物に © の表示を付ける意味】

©はCopyrightの頭文字です。これを表示することは歴史的な背景があります。著作権保護の国際条約である「ベルヌ条約」(1886年採択)は著作権を取得するための登録や著作権表示の表示を必要としない「無方式主義」を採用し、 © マークの表示も必要なく、著作権は著作物が出来ると同時に権利が自動的に発生します。

又この条約には日本(1899年加盟)をはじめヨーロッパ諸国が加盟していました。その一方、アメリカや他の幾つかの国は登録を必要とする「方式主義」を採用していました。そのため、2つの方式の摩擦を避けるために「万国著作権条約」が制定(1952年採択)され、無方式主義の国の著作物も © 表示をすることで、方式主義の国においても自動的に保護される事になりました。

その後アメリカを含めて多くの登録制度の国も『ベルヌ条約』に加盟し、現在ほとんどの国が無方式主義による著作権保護を行なっています。

現状では © マークは著作物の無断利用の注意喚起として残っていますが、表示の有無によって著作物の保護には変わりなく、権利者名及び著作物の第一発行年を表示した、権利者と著作物の権利宣言の慣用的なマークになっています。

※参考文献:東京都知的財産総合センター「中小企業経営者のための著作権マニュアル」

創作証制度の「生まれた背景」、「今後の課題」、「望む着地点」は前号Vol.30掲載に掲載しています。

★協会HPの創作証試験運用について」でも詳細を見ることができます。 申請書とマーク使用時に提示できる趣旨説明文のダウンロード もそちらから行えます。

★D-8創作証とその制度に関して「広報誌PD13号」にも掲載されています。

活動報告

2011年度第4回 D-8 デザイン保護研究会

2012年2月2日(木)18:30～21:00

場所:JAGDA(日本グラフィックデザイナー協会)東京ミッドタウン 5F会議室

SDA玉木俊和/JJDA伊藤嘉晃、田中治彦/JCDA石原実/JAGDA近藤直樹/JIDA安藤 字、堀越敬晴/JID秋山修治/DDA山本尚美/JPDA時田秀久、丸山和子、徳岡健  
オブザーバー:(社)日本デザイン保護協会専務理事 関口 剛  
幹事協会JPDA事務局:南谷亜希

オブザーバーとして(社)日本デザイン保護協会 関口剛専務理事を迎え、担当委員による8団体の出席が揃い、以下の議題が協議・検討されました。議事録は概要です。

【議題】

1.創作証各団体の試験運用に向けての進展状況

- JAGDA 3月の役員会の後、会員に案内予定。
- JCDA 基本構想の周知は済み、詳細は役員会報告後会員に周知を進めている。
- JIDA 2/3に告知、キッシュンに向けて試験運用1開始。運用時の事務局と職能委員会での作業の確認をしておく。申請書ファイルは1ヶ月毎にまとめて個人情報保全のためにパスワード付きにして双方で保管する方針。
- JID 12月にメールで周知文を配信済み。3月ウェブ配信の会報で詳細を周知。
- JUDA 2/15・書面で全会員に通知。まず協会の内部委員会で説明し理解を得た。まず2ページ程度の内容にまとめたもの和使用例で通知し理解を得てから、次のステップに進み、内容を正確に伝達できるようにしていきたい。併せて反応を見ながら段階を踏んで全会員(480名)の理解をえられるよう説明を重ねていく方針。(伊藤・田中)
- JPDA 協会広報誌の周知は2月になる。協会HP/権利保護委員会ウェブページで第1回の中身内容の説明済み(1/26)、第2回を開始告知と具体的な使用方法の説明の中で2月中旬予定。同時に協会HPに創作証試験運用の周知コーナーを常設、ダウンロードの整備も完了する予定。開始告知はメルマガでも広報する。
- DDA 1月に分科会を立ち上げ個人・企業・インハウス等の立場の違いによってディスカッションを進めている(東京支部のみ)が、まだ雑談中。デザイナー個人としての単体の作品が少ないのが実状。
- SDA 12/12解説資料を会員に郵送、12月末ダウンロード整備完了の予定が遅れている。

- 2.周知方法について
- 3.知財関連の資料整備
- 4.第32回D-8運営会議(1/26)参加報告 配布資料:D-8第32回運営会議議事録
- 5.意匠法改正に関する業界関係者への説明会の件 (H24/1/12、11:00～12:30、経済産業省会議室)

[資料]意匠法による画面デザイン保護の拡充について(特許庁意匠法意匠制度企画室作成)他

以上

司会担当・議事録作成 JPDA 丸山・D-8デザイン保護研究会副委員長

※ウェブ上での議事録発表のため、討論の経緯と発言者の記名は省きます。

次回予定 2012年4月19日(木)18:30～21:00  
東京ミッドタウン・デザインハブ5F JAGDA事務局会議室